

㉓ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

1 次の文は、新特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、文部科学省が示している主な改善事項である。次の①～④にあてはまる語句を書きなさい。

・ 障害の重度・重複化、多様化への対応

障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、(①) の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定

重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

・ 一人一人に応じた指導の充実

一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に(②) を作成することを義務付け

・ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として(③) を新設地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

・ 交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を(④) に行うことを規定

2 次の(1)～(10)について、記述内容が正しいものに○、誤っているものには×を書きなさい。

- (1) 平成19年4月施行の学校教育法の一部を改正する法律により、知的障害のない発達障害の児童生徒も特別支援学校に就学させることとなった。
- (2) 特別支援学校に就学させるべき視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、都道府県教育委員会が定めている。
- (3) ダウン症(ダウン症候群)とは、骨形成不全症に起因する知的発達の遅れを有する疾患である。
- (4) 平成18年4月施行の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、自閉症者は情緒障害者に含めることとなった。
- (5) 平成16年10月の厚生労働省及び文部科学省の通知では、特別支援学校(平成16年当時は養護学校)における医療的ケアについて、所要の研修等を受けた教員が看護師と協力して実施できる事項は、経管栄養、導尿の補助、酸素吸入の3つの行為であると示されている。
- (6) 通級による指導とは、通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導を、主として特別の指導の場で行うもので、平成5年から実施された。
- (7) 明治11年に京都に盲啞院が創設され、我が国の近代盲・聾教育が開始された。養護学校については、昭和48年11月に就学義務及び設置義務に関する政令が公布され、昭和54年度から義務教育になることが確定した。
- (8) 各市町村の障害のある児童生徒等について、特別支援学校に就学すべきとする判断は、教育学、医学、心理学、その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、都道府県教育委員会が行う。
- (9) 発達検査としてよく使用されているものの一つにWISC-Ⅲがあり、この検査は言語性、社会性の2つの指数からIQを示す。
- (10) 小中学校段階の教科用拡大教科書に関して、できるだけ多くの弱視児童生徒に対応するため、文字の大きさの標準規格が平成22年1月に改正され、文字の大きさが3パターンの版を作成することとなった。

②③ 特別支援教育に関する事項

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

3 次の文は、新特別支援学校学習指導要領において、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項を抜粋し記載している。次の(1)～(4)について、()内の語句のうち、あてはまる語句をア～ウから選び、その記号を書きなさい。

(1) 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

①(ア 感覚 イ 触覚 ウ 視覚)教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童生徒が ②(ア 視覚 イ 教科 ウ 歩行)補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

(2) 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

補聴器等の利用により、児童生徒の①(ア 保有 イ 伸長 ウ 骨伝導)する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

児童生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、②(ア 意思の相互伝達 イ 意見交換 ウ 表現活動)が正確かつ効率的に行われるようにすること。

(3) 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

児童生徒の学習時の(ア 意欲や態度 イ 視力や集中力 ウ 姿勢や認知)の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

(4) 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

児童生徒の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科・科目等相互の関連を図ったり、(ア 疲労の状況や意欲の持続性 イ 指導内容の連続性 ウ 病気の特徴や学習環境)に配慮した工夫を行ったりして、発展的、系統的な学習活動が展開できるようにすること。

4 次の文は、平成19年4月に文部科学省初等中等教育局長が通知した「特別支援教育の推進について」に示された特別支援教育の理念である。次の①～⑤にあてはまる語句を下のア～シから選び、その記号を書きなさい。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の(①)に向けた(②)を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の(③)を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、(④)も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる(⑤)の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

ア 主体的な取組

イ 成長発達

ウ 実態

エ 共生社会

オ 心身症や精神疾患

カ 教育的ニーズ

キ 意欲的な学習

ク 知的な遅れのない発達障害

ケ 自立や社会参加

コ 進路実現

サ 障害の状況

シ 生涯学習